

第2回 海岸保全施設維持管理マニュアル改訂検討委員会

日時：令和2年2月17日（月）

13:30～15:30

場所：中央合同庁舎3号館1F
水管理・国土保全局A会議室

議 事 要 旨

1. 第1回委員会での主な意見と対応について

「マニュアルの改訂にあたって」

- ・離岸堤等の多くは予防保全だけでなく経過措置的な対応がとられることが多いことから、「適切な監視と維持管理によって機能を確保する必要がある」などの離岸堤等の特性を踏まえた記述とすべき。
- ・マニュアル改訂により、担当者が変更しても適切な維持管理により一定水準の維持管理レベルが担保されるといったメリットも記述すべき。

「第1章 総論」

- ・別紙－1のフロー上の「LCC縮減可能か？」が「NO」の場合は、一定期間の経過措置の対応が生じるということではないか。フローの時間軸の判断を明確にして整理すべき。
- ・「突発的変状」等の用語については、海岸管理者が理解しやすいよう定義されている内容の記載にすべき。
- ・別紙－1のマニュアル上の位置付けについて、堤防・護岸等にも適用する内容なのか、離岸堤等に限定するものなのかを明確にすべき。

2. 海岸保全施設維持管理マニュアル改訂（案）について

「第2章 点検の概要」

- ・潜堤・人工リーフだけでなく、離岸堤、突堤・ヘッドランドについても新技術の活用を促す記載を追加すべき。
- ・第2章点検位置の二次点検における「△：必要に応じて実施」について、どのような場合に実施するのかを具体的に記載すべき。
- ・点検の簡素化・効率化に資する工夫は、新技術に関するだけでなく、記録写真の蓄積やマーカーを用いた監視などの事例も記載すべき。

「第4章 定期点検」

- ・第4章一次点検への新技術の活用促進を図る記載については、陸上目視、望遠鏡等の活用、新技術の活用というように、点検レベルと文章の構成を整合させた方が良い。

「第5章 評価」

- ・離岸堤等の健全度評価は、背後地の重要度等を勘案して評価すべきとの海岸管理者のヒアリング結果もあるが、健全度評価は個別の施設単位で評価すべき。

「第6章 対策工法等」

- ・対策工法は、どの変状段階で実施することが適切かということまでの情報があると望ましい。
- ・第6章6-1. に追記された文章は、離岸堤等の対策が予防保全だけでなく経過措置を含めたあらゆる手段に留意して対策工法を検討する必要があるという記載に見直すべき。
- ・離岸堤等において予防保全により LCC 縮減が図られた事例を海岸管理者がわかるように記載すべき。該当事例がなければ、予防保全により LCC 縮減が可能と想定されるケースを記載すべき。

「第7章 長寿命化計画」

- ・現状のデータでは、離岸堤等の平均的な劣化予測線を作成することが困難であるからこそ点検・巡視をしっかりと行う必要があるとわかるようにした方がよい。

「マニュアル全般」

- ・本改訂によって LCC が縮減できたかどうかをフォローアップしていくべき。

以上